

誓 約 書

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

私は、北茨城市から市有地の払下げを受けるにあたり、下記の事項を誓約します。万が一、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに北茨城市の指示に従い、北茨城市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、北茨城市に対し一切異議、苦情などは申しません。

また、購入資格の確認のため、北茨城市が警察署等に照会、確認することについて同意します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者ではありません。
- 3 施行令第167条の4第2項のいずれかに該当すると認められたとき、その事実があった後3年を経過していない者ではありません。
- 4 上記2に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は申請代理人として使用する者ではありません。
- 5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者ではありません。
- 6 北茨城市税を滞納していません。
- 7 払下げる物件を次に掲げる用途に供しません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用する用途又は次の各号に該当する者が使用する用途
 - ①暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ②暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途
- 8 所有権の移転等を行う場合には、その後の譲受人に対して、7の(1)から(4)までの用途の制限を継承させます。